

特定事業に係る目標事業量の進捗状況

事業名	事業内容	担当課	平成17年度	平成18年度	目標値 (平成21年度)
通常保育事業(夜間保育事業を含む)	通常保育事業とは、日々保護者の委託を受けて、一定の基準に従い、保育に欠けると認められる児童を対象に、通常の開所時間(原則1日11時間)の中で行う保育事業のことです。また、夜間保育事業とは夜間の保育需要に対応するため、午前11時から午後10時までの概ね11時間の開所時間の中で行う事業のことです。	児童福祉課	定員3,509人	定員3,719人	定員3,909人
延長保育事業	保育所の、通常の開所時間(1日11時間)を超えて行う保育事業のことです。	児童福祉課	後1時間延長 7か所	後1時間延長 9か所	後1時間延長 14か所
			後2時間延長 2か所	後2時間延長 2か所	後2時間延長 3か所
			後3時間延長 0か所	後3時間延長 0か所	後3時間延長 1か所
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病、出産、恒常的な残業、休日出勤等の事由により、家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童福祉施設等において一定期間養育することです。	子育て支援課	3か所	3か所	3か所
			定員6人	定員6人	定員6人
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	保護者が仕事その他の事由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、当該児童を実施施設において保護し、生活指導・食事の提供等を行うことです。	子育て支援課	3か所	3か所	3か所
			定員6人	定員6人	定員6人
留守家庭児童会事業	児童福祉法に定められている事業で、保護者が労働等により昼間自宅にいない家庭の小学生児童(概ね10歳未満)に、授業終了後に遊び、生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業のことです。本市では、小学校低学年児童を対象としています。	青少年課	30か所	30か所	30か所
			定員1,856人	定員1,856人	定員1,445人
病後児保育事業(施設型)	保育所等に通所している児童が、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間について、保育所・病院等に付設された専用スペースで一時的に預かる保育事業のことです。	児童福祉課	1か所	2か所	2か所
			定員2人	定員4人	定員4人
一時保育事業	保護者の就労形態により、家庭における保育が断続的に困難となる児童、保護者の傷病・入院等により緊急・一時的に保育を必要とする児童および保護者の育児疲れ解消、その他の事由により一時的に保育を必要とする児童を対象として行う事業のことです。	児童福祉課	13か所	15か所	21か所
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員組織で、保育所・留守家庭児童会等の開始前や終了後、冠婚葬祭、リフレッシュしたい時などに、子どもを預けたり預かったりして、仕事や子育ての両立や育児疲れの解消等を図ります。	男女共同参画課	1か所	1か所	1か所

特定事業に係る目標事業量の進捗状況

事業名	事業内容	担当課	平成17年度	平成18年度	目標値 (平成21年度)
地域子育て支援 センター事業	子育て相談、子育て講座、各種遊び、イベント開催等の子育て支援事業および子育てサークルの育成を行います。	児童福祉課	7か所	7か所	7か所
つどいの広場事業	主に乳幼児(0～3歳)をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供することが必要であり、その機能を有する事業のことです。	子育て支援課	8か所	11か所	14か所
休日保育事業	日曜・祝日等に、保護者が就労等のため、保育に欠ける児童を対象に行う保育事業のことです。	児童福祉課	0か所	0か所	1か所
			定員0人	定員0人	定員6人